◎新潟県告示第209号

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第１項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成28年２月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成27年10月９日	今井　邦雄	二級建築士	第5938号	死亡
平成27年11月13日	遠山　紀芳	二級建築士	第7431号	死亡
平成27年11月13日	矢代　昭晴	二級建築士	第9133号	申請